

交通事故などにあったときは

必ず後期高齢者

医療保険に

届け出を

してください!!



交通事故など第三者行為による事故*にあった場合でも、後期高齢者医療保険でお医者さんにかかることができます。医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、後期高齢者医療保険が立て替え、あとで加害者に請求します。

*他人の飼い犬にかまれた、落下物にあたった、傷害事件に巻き込まれたなども第三者行為による事故の扱いとなります。

示談を済ませたりすると
後期高齢者医療保険が使えなくなります
示談の前に必ずご相談ください

届け出のしかた

1

警察に届け出て
事故証明書
をもらいます



届け出に
必要なもの

2

事故証明書 をもらったら
後期高齢者医療の担当窓口
に
第三者行為による傷病届 を
提出してください



保険証
印かん
事故証明書

●第三者行為による傷病届の書類は本広域連合ホームページからダウンロードできます。



神奈川県後期高齢者医療広域連合